

1-26. 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和 5 年 3 月 31 日
議 会 訓 令 第 1 号

改正 令和 7 年 3 月 24 日 議会訓令第 1 号
改正 令和 7 年 12 月 19 日 議会訓令第 5 号
改正 令和 8 年 3 月 31 日 議会訓令第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第201条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報

の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第8項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

- 8 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

- 第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第2号)とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7号)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第8号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第9号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録
当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要が

あるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の納付)

第18条 条例第30条第2項の費用は、保有個人情報が記録された公文書の写し等の交付を受ける前に納付するものとする。

- 2 前項の費用の額は、次の表のとおりとする。

区分					金額
写し等の 作成に要 する費用	文書及び 図画	複写機に より複写 した場合	用紙1面 につき	白黒(A3 判まで)	10円
				カラー (A3判)	80円

				カ ラ ー (A3 判 未 満)	50円
		スキャナにより読み 取ってできた電磁的 記録をCD—R等の光 ディスクに複写した 場合		光ディス ク 1 枚 に つき	100円
		マイクロフィルムを A3判以下の用紙に印 刷した場合		用 紙 1 面 につき	10円
		その他の場合			実 費 相 当 額
	電 磁 的 記 録	用紙に出 力した場 合	用 紙 1 面 につき	白 黒 (A3 判まで)	10円
				カ ラ ー (A3判)	80円
				カ ラ ー (A3 判 未 満)	50円
		CD—R等の光ディス クに複写した場合		光ディス ク1枚に つき	100円
		その他の場合			実 費 相 当 額
	写し等の送付に要す る費用		郵便等による送付		

(訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第22条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第25条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第17号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第26条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第27条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。

(様式)

第29条 次の表の右欄に掲げる規定に基づく同表の中欄に掲げる文書は、それぞれ同表の左欄に掲げる様式によるものとする。

様式	文書名	根拠条項
様式第1号	開示請求書	第9条
様式第2号	開示決定通知書	第12条第1項
様式第3号	開示をしない旨の決定通知書	第12条第2項
様式第4号	開示決定等期限延長通知書	第13条
様式第5号	開示決定等期限特例延長通知書	第14条
様式第6号	第三者意見照会書	第15条
様式第7号	第三者意見照会書	第15条第2項
様式第8号	第三者開示決定等意見書	第15条第3項
様式第9号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第15条第7項
様式第10号	訂正請求書	第19条
様式第11号	訂正決定通知書	第20条第1項
様式第12号	訂正をしない旨の決定通知書	第20条第2項
様式第13号	訂正決定等期限延長通知書	第21条
様式第14号	訂正決定等期限特例延長通知書	第22条
様式第15号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第23条
様式第16号	利用停止請求書	第24条
様式第17号	利用停止決定通知書	第25条第1項

号		項
様式第 18 号	利用停止をしない旨の決定通知書	第 25 条第 2 項
様式第 19 号	利用停止決定等期限延長通知書	第 26 条
様式第 20 号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第 27 条
様式第 21 号	諮問をした旨の通知書	第 28 条

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年那覇市議会訓令第1号)の施行後遅滞なく」とする。
(那覇市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 3 那覇市個人情報保護条例施行規程(平成3年那覇市議会訓令第1号)は廃止する。

付 則(令和 7 年 3 月 24 日議会訓令第 1 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年3月24日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

付 則(令和 7 年 12 月 19 日議会訓令第 5 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年12月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

付 則(令和8年3月31日議会訓令第1号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。

※第3条第5号の改正規定は、施行日以降に記載予定。

(表)

第1号様式(第9条関係)

開示請求書

年 月 日

那覇市議会議長 宛

住所又は居所：_____

(ふりがな)

氏名又は名称：_____

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号：_____

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等

※ ア、イ又はウに○印を付してください。

※ アを選択した場合は、実施の方法及び希望日時を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 【実施の方法】 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他() 【実施の希望日時】 年 月 日 時 イ 写しの送付を希望する。 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。
--

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる 外国人登録証明書 ☐ その他()
※ 請求書を送付して請求をする場合は、住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載 してください。) (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 : _____ (ウ) 本人の住所又は居所 : _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出 してください。 【請求資格確認書類】 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してくださ い。

※ 議会事務局担当者記載欄

開示の実施に要する費用 _____ 円

(表)

第2号様式(第12条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由(上記1において部分開示と決定した場合に記載)

--

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、那覇地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審

(裏)

査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

ア 事務所における開示を実施する場合の日時・場所

期間： 月 日から 月 日まで

(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：

場所：

イ 写しの送付を希望する場合の準備日数・送付に要する費用(見込額)

日数：

費用：

ウ 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合の方法

【本件連絡先】

那覇市議会事務局

課

担当：

TEL：

(表)

第3号様式(第12条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、那覇地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して

(裏)

6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課

担当：

Tel：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限： 年 月 日)
延長の理由	

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の	
意見書の提出先	那覇市議会事務局 課
意見書の提出期限	年 月 日

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当 :
TEL :

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	那覇市議会事務局 課
意見書の提出期限	年 月 日

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

第三者開示決定等意見書

年 月 日

那覇市議会議長 宛

住所又は居所：

(ふりがな)

氏名又は名称：

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号：

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由

(表)

第9号様式(第15条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、那覇地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前

記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌

(裏)

日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局

課

担当：

TEL：

(表)

第10号様式(第19条関係)

訂正請求書

年 月 日

那覇市議会議長 宛

住所又は居所：_____

(ふりがな)

氏名又は名称：_____

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号：_____

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：那議第 号 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

【本人確認等】

1	訂正請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他()			
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。				
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 : _____ ウ 本人の住所又は居所 : _____			
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 【請求資格確認書類】 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他				
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 【請求資格確認書類】				

(表)

第11号様式(第20条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、那覇地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、

(裏)

この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課

担当：

TEL：

(表)

第12号様式(第20条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、那覇地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局

課

担当：

TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限： 年 月 日)
延長の理由	

【本件連絡先】

那覇市議会事務局

課

担当：

TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(市長等)に提供している次の保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

(表)

第16号様式(第24条関係)

利用停止請求書

年 月 日

那覇市議会議長 宛

住所又は居所：

(ふりがな)

氏名又は名称：

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号：

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：那議 第 号 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第38条第1項第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

【本人確認等】

1	利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	(ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

(表)

第17号様式(第25条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、

(裏)

那覇地方裁判所にこの処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課

担当：

TEL：

(表)

第18号様式(第25条関係)

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

(教示)

この決定(処分)に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、那覇市議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市議会議長が被告の代表者となります。)、那覇地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(裏)

【本件連絡先】

那覇市議会事務局

課

担当：

TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求 に係る保有個人 情報の名称	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限： 年 月 日)
延長の理由	

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

【本件連絡先】

那覇市議会事務局 課
担当：
TEL：

那議 第 号
年 月 日

様

那覇市議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日： 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問第 号

【本件連絡先】

那覇市議会事務局

課

担当：

TEL：

[改正履歴]

○ 令和 7 年 3 月 24 日（令和 7 年議会訓令第 1 号・3 月 24 日施行）

健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定を整備する改正を行った。

○ 令和 7 年 12 月 19 日（令和 7 年議会訓令第 5 号・12 月 29 日施行）

全ての住民基本台帳カードが令和 7 年末で有効期間満了となり本人確認書類として使用できなくなることから、各様式の本人確認書類から「住民基本台帳カード」の文言を削除する改正を行った。なお、那覇市において、住民基本台帳カードは有効期間が最長となる令和 7 年 12 月 28 日の翌日以降本人確認書類として使用できないことから（ハイサイ市民課に確認済）、施行日を令和 7 年 12 月 29 日とする。

○ 令和 8 年 3 月 31 日（令和 8 年議会訓令第 1 号・4 月 1 日施行）

（1）第 3 条第 16 号改正部分

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）第 14 条の規定により介護保険法が改正され、同法第 201 条の 2 第 1 項（新設）中に被保険者番号の定義（保険者番号及び被保険者番号）が規定されることに伴い、定義規定を改めるもの。

（2）第 3 条第 5 号改正部分

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）第 1 条の規定により、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 4 第 1 項第 5 号が同項第 4 号に改められることに伴い、規定の整備を行うもの。